

【公布された条例等のあらまし】

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

- 一 給料月額について、令和四年四月から令和五年三月までの間、知事にあつては百分の二十五を、副知事にあつては百分の十を、常勤の監査委員にあつては百分の五を、企業局長にあつては百分の五を減じた額とすることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

- 一 自動車税の環境性能割について、電子情報処理組織を使用して納税申告書の提出を行う場合には、証紙に代えて、環境性能割額に相当する現金を納付しなければならぬこととした。

二 自動車税の種別割について、電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録の申請を行い、併せて納税申告書の提出を行う場合における徴収の方法の特例を定めることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この条例は、令和四年一月四日から施行することとした。ただし、三の一部については、同月一日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例（条例第四十八号）

- 一 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例は、廃止することとした。

二 この条例は、令和三年十二月二十二日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から施行することとした。

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

- 一 徳島県青少年センターの位置を徳島市寺島本町西一丁目に変更することとした。

二 徳島県青少年センターに新たに設ける施設の利用料金の基準額を定めることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この条例は、令和四年一月一日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

- 一 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和四年二月二十日から施行することとした。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

- 一 市街化調整区域における開発許可の立地基準について、災害危険区域等を除くとも、市街化区域に隣接等をする土地の区域を知事が指定することとした。

二 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について、災害危険区域等を除くこととした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

- 一 証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、納付する者の利便性及び事務処

理の効率性を勘案して規則で定める場合は、当該方法によらないことができることとした。

二 この条例は、令和四年一月四日から施行することとした。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 クロスボウの所持の許可及び当該許可の更新の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に係る手数料を定めることとした。

三 クロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

四 この条例は、令和四年三月十五日から施行することとした。

五 二について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 徳島県青少年センターの利用の許可の申請手続を改めることとした。

二 ビデオカメラ等の利用料金の基準額を定めることとした。

三 スポーツコート等の利用料金の收受の時期及び方法を定めることとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この規則は、令和四年一月一日から施行することとした。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

一 市街化調整区域における開発許可の立地基準について、災害危険区域等から除外する土地の区域の基準を定めることとした。

二 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について、所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

五 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

一 証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、当該方法によらないことができる場合を定めることとした。

二 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 クロスボウ講習会受講手数料

2 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。ただし、一については、同年一月四日から施行することとした。